

授業科目名	子どもの権利	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	小坂 昌司	単位数	2	開講年次	2

授業科目の概要

少年法、児童福祉法、児童虐待防止法、子どもの権利条約、いじめ防止対策推進法など、子どもの権利に関する法規範を理解するとともに、わが国における子どもの権利状況を把握して、子どもの権利保障における法律家の役割を理解し、権利擁護の技術を理解できるように、ディスカッションや、弁護士以外の実務家の講演等を交えながら、受講生参加型の授業を行います。

到達目標

- 少年法の理念、少年非行の背景、少年審判手続の流れ、非行少年の処遇など、少年事件を総合的に理解し、審判過程における少年の権利擁護を図るとともに少年の更生に役立つ付添人活動を行うための知識とノウハウを習得する。
- 児童虐待問題や家庭以外の場所で暮らす子どもの権利保障など、子どもの福祉に関する制度を理解する。
- 学校教育における子どもの権利など、子どもの権利全般について、子どもの権利条約の趣旨をふまえながら基本的考え方を習得する。

成績評価基準および方法

評価基準は、到達目標の達成度による。定期試験は行わず、授業での発言の状況、レポートの内容で評価を行う。おおよその基準として、授業での発言状況（頻度、内容）を70%、提出物（レポート）を30%の割合で評価します。

テキストおよび参考文献

授業ごとにレジュメを配布します。

【参考文献】※必ず購入する必要はありません。

- 少年事件付添人マニュアル第3版（日本評論社）
- 子どもの権利ガイドブック第2版（明石書店）
- 子どもの虐待防止・法的対応マニュアル第6版（明石書店）

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

細かい知識を身につけることを目標とするのではなく、基本的知識を習得した上で、考えることを重視してください。

事前の学習は必要ありません。講義の後に、より深く知りたいことについて参考文献等で調べて考えるようにしてください。

授業計画および内容等

第1回	子どもの権利の概要少年法総論(1)	子どもの権利の概要（本講義のアウトライン）を説明します。 少年法の理念と近年の少年法改正について理解します。
第2回	少年法総論(2)	少年非行の動向、少年審判の対象、手続の関与者、少年審判の流れを理解します。
第3回	少年法総論(3)	捜査段階における少年被疑者の扱い、家庭裁判所送致後の少年の身柄拘束手続、審判手続、審判（保護処分等）の種別、不服申立手続、検察官送致された場合の少年被告人の刑事裁判手続の流れを理解します。
第4回	少年の処遇	保護観察、児童自立支援施設送致、少年院送致など、保護処分の審判を受けた少年の処遇がどのようになされるかを理解します。

第5回	少年の調査と 審判の実際	少年の更生に適した処分を決定するために考慮される要素（要保護性）について理解するとともに、少年の調査の実際と審判について概説します。
第6回	審判に向けての 付添人活動(1)	非行事実と争いがない事件の事例を提示しつつ、少年の更生のためにどのような社会資源や少年への働きかけが必要であるかを考えつつ、少年との面会の方法、保護者・雇用主・学校の教師等との連絡の仕方など、効果的な付添人活動の方法を考えます。
第7回	審判に向けての 付添人活動(2)	非行事実と争いがある事件の事例を提示しつつ、否認事件における付添人活動のあり方を考えます。 少年法の重要判例について理解します。
第8回	児童虐待・ 児童福祉(1)	児童福祉法、児童虐待防止法を理解し、虐待の予防、虐待を受けた子どもの処遇（特に親子分離の手続）および家庭で暮らせない子どもたちの養育（社会的養護）の概要を理解します。
第9回	児童虐待・ 児童福祉(2)	児童福祉に関係する民法規定（親権、養子縁組、未成年後見など）について説明します。子どもの貧困問題など、児童虐待以外の子どもの福祉に関するテーマについて考えます。
第10回	児童虐待・ 児童福祉(3)	児童相談所職員の講演を通して、児童相談所を中心とした児童虐待に関する諸機関の活動内容や各機関相互の連携のあり方を理解します。
第11回	施設見学	少年院、児童自立支援施設、児童養護施設のうちいずれかの施設を見学します。（見学する施設については、受講者の意見もふまえて、見学先の事情等に基づいて決定します。）
第12回	子どもの権利条約(1)	子どもの権利条約の理念、制定過程、一般原則、重要な条項を理解します。
第13回	子どもの権利条約(2)、 学校における子どもの 権利	わが国における子どもの権利状況が子どもの権利条約の趣旨に適合しているかどうかにつき、いくつかのトピックを題材にしながら検討します。いじめ、体罰の問題、不登校問題など、学校における子どもの権利状況を理解します。
第14回	事例分析	実際にあった少年事件の事例につき、担当した付添人弁護士に紹介してもらい（プライバシーに配慮した形での紹介になります。）、少年審判における付添人活動の理解を確認します。
第15回	ディスカッション	当日までに、受講者各自が子どもの権利に関連するテーマを決めてレポートを作成し、講義において要点を発表して、ディスカッションをします。
関連 URL		
備考欄		
児童相談所職員の講演（第10回予定）および施設見学（第11回予定）の日程は講師や見学受入先の都合によって変更されることがあります。それに伴って他の授業日程も変更となる可能性があります。		